

# 児童発達支援及び放課後等デイサービスの報酬体系等の見直しについて

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における、児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「児童発達支援等」という。）の主な改定内容（予定）のうち、今後、以下について詳細をお示しする予定。

## 1. 医療的ケア児に係る報酬について

- 現行の看護職員加配加算に係るスコア表を見直すほか、医療的ケア児の基本報酬区分を設けるとともに、看護職員加配加算の要件を見直す。
- 今後、2月中旬を目処に、医療的ケアのスコアの判定に係る取扱いをお示しする。
- また、医療的ケア児は、NICU等から退院した直後から障害福祉サービスを必要とする場合があるが、その利用ができないとの指摘を踏まえ、医療的ケア児のNICU等からの退院直後の給付決定に当たっての留意事項等について、年度内にお示しする。

## 2. サポート加算（Ⅰ）について

- ケアニーズが高い障害児を支援したときの加算（サポート加算（Ⅰ））を創設する。ケアニーズの判定に当たり、児童発達支援では5領域11項目を、放課後等デイサービスでは現行の指標該当児の判定スコアを用いる。
- 今後、2月中旬を目処に、当該判定に係る留意事項等についてお示しする。

## 3. サポート加算（Ⅱ）について

- 要保護・要支援児童に対して、児童相談所や子育て世代包括支援センター等と連携して手厚い支援を行うときの加算（サポート加算（Ⅱ））を創設する。
- 今後、年度内に、算定要件の確認等に係る具体的な取扱いについてお示しする。

## 4. 放課後等デイサービスの基本報酬について

- 現行の「区分1」、「区分2」の分類は廃止することとしているが、現行の指標該当児の判定については、上記2のサポート加算（Ⅰ）の判定に用いるので、引き続きお願いする。

# 医療的ケアスコアの新旧比較

■ 点数変更（要件変更を含む）    ■ 追加項目

新	基本スコア	見守りスコア			旧	スコア	
		高	中	低			
人工呼吸器（NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）	10	2 <sup>1)</sup>	1	0	レスピレーター管理	8	
2 気管切開	8	2 <sup>2)</sup>	0	0	気管内挿管・気管切開	8	
3 鼻咽頭エアウェイ	5	1	0	0	鼻咽頭エアウェイ	5	
4 酸素療法	8	1	0	0	酸素吸入	5	
5 吸引	8	1	0	0	吸引	1回/1時間以上 6回/日以上	8 3
6 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入	3	0	0	0	ネブライザー（6回/日以上または継続）		3
7 経管栄養	8	2	0	0	経管栄養	経鼻・胃瘻	5
	8	2	0	0		腸瘻・腸管栄養	8
	3	1	0	0		持続注入ポンプ使用	3
8 中心静脈カテーテル	8	2	0	0	IVH		8
9 その他の注射管理	5	1	0	0			
	3	1	0	0			
10 血糖測定 <sup>3)</sup>	3	0	0	0			
	3	1	0	0			
11 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）	8	2	0	0	継続する透析（腹膜透析含む）		8
12 排尿管理 <sup>3)</sup>	5	0	0	0	定期導尿（3回/日以上）		5
	3	1	0	0			
13 排便管理 <sup>3)</sup>	5	1	0	0	人工肛門		5
	5	0	0	0			
	3	0	0	0			
14 痙攣時の管理	3	2	0	0			

◆新スコアの注意事項

※見守りスコアは医師が判定する。

- 1) 人工呼吸器の見守りスコアについては、人工呼吸器回路が外れた場合、自発呼吸がないために直ちに対応する必要がある場合は「高」2点、ただちにではないが、概ね15分以内に対応する必要がある場合は、「中」1点、それ以外の場合は「低」0点と分類する。
- 2) 人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。
- 3) ⑩血糖測定、⑫排尿管理、⑬排便管理については、複数項目のいずれか一つを選択する。
- 4) インスリン持続皮下注射ポンプと埋め込み式血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。

# 児童発達支援センターの報酬体系見直しイメージ(案)

現行

改定案

は対象児童等により増減

加算	1.専門職 46単位 2.児童指導員等 34単位 3.その他 20単位	児童指導員等加配加算 I
	《基本報酬》 929 単位	総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上  児童発達支援管理責任者  管理者

加算	P 専門的支援加算(仮称)	
	P 要支援児加算	
	P 要支援児加算	
	P 要保護加算	
基準人員	P 児童指導員等加配加算 I	総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上 (新)※保育士・児童指導員半数以上  児童発達支援管理責任者  管理者

※単位数は障害児(難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く)に支援する場合の定員 41人以上50人以下の場合を記載

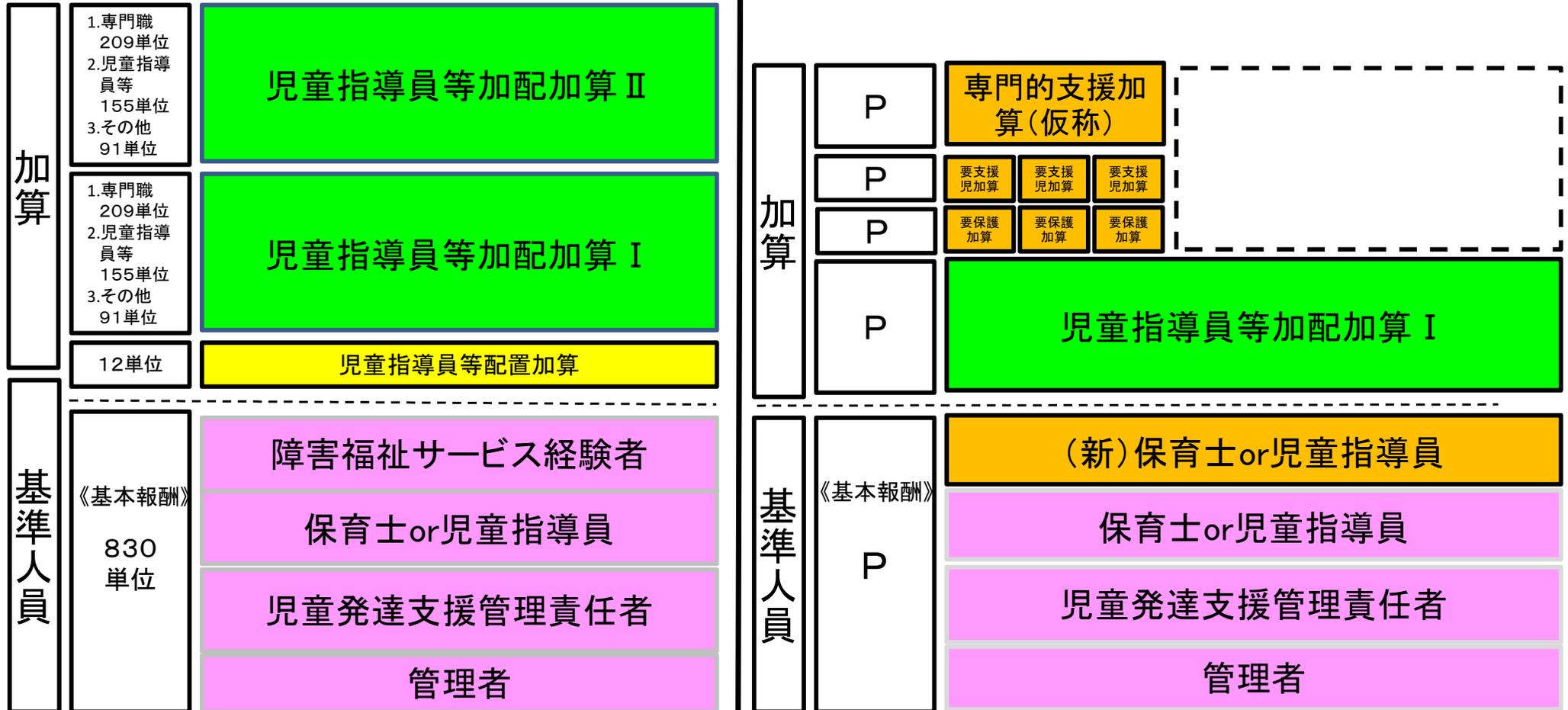
※上記図の高さは単位数とは一致しない

# その他の児童発達支援の報酬体系見直しイメージ(案)

現行

改定案

は対象児童等により増減



※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載

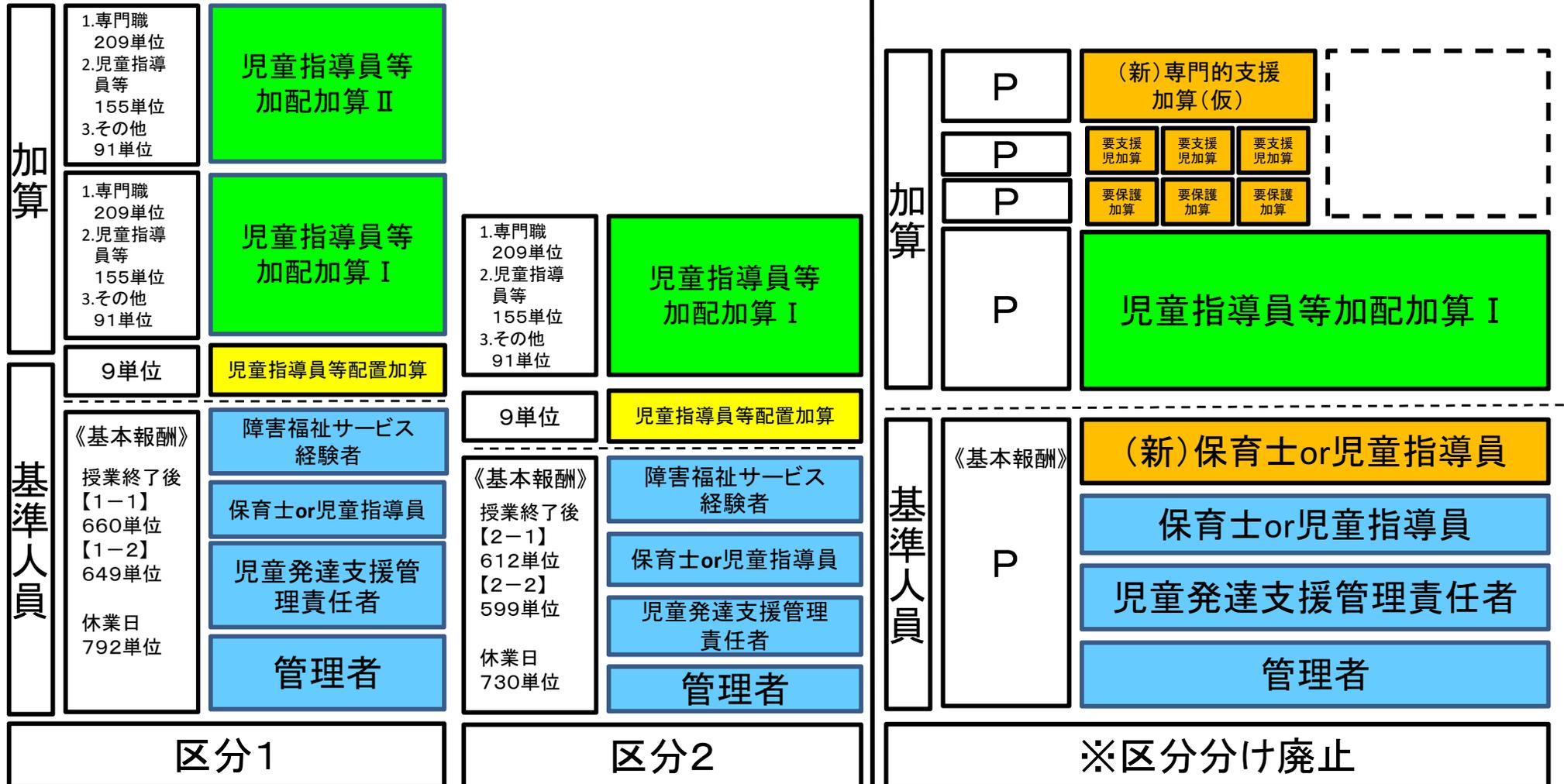
※上記図の高さは単位数とは一致しない

# 放課後等デイサービスの報酬体系見直しイメージ(案)

## 現 行

## 改定案

⋯⋯ は対象児童等により増減



※単位数は障害児(重症心身障害児を除く)に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載

※上記図の高さは単位数とは一致しない